

介護スクール・しらさぎ 介護福祉士実務者研修 学則

①事業者の名称・所在地	社会福祉法人 城南会 埼玉県さいたま市岩槻区真福寺1465 理事長 大澤 孝至
②研修事業の名称	介護スクール・しらさぎ 介護福祉士実務者研修
③研修会場名及び住所	埼玉県さいたま市岩槻区南下新井1538-7 特別養護老人ホーム しらさぎ 地域交流スペース、談話室
④目的	介護福祉士国家試験の受験資格を得る研修を通じて介護職として必要な知識、技能を習得し、幅広い利用者対応でき、地域福祉に貢献できる人材育成を目的とする。
⑤実施課程	前述の目的を達成するために次の研修事業を実施する。 ・介護福祉士実務者研修(通信課程)
⑥就業年限	修業年限は6ヶ月。ただし指定の有資格者は3ヵ月 第1学級は5月から11月、有資格者は8月修了 第2学級は7月から翌年1月、有資格者は10月修了 詳細は別紙日程表に定める。
⑦学生定員、学級数	1講座最大15名、2学級、総定員30名
⑧介護福祉士実務者研修 養成課程、履修方法	別紙カリキュラムに定める通信学習時間数の課題修了と対面授業時間数を出席する。
⑨休業日	休業日は次の通りとする。 ・夏季休暇 8月12日～8月15日 ・年末年始休暇 12月29日～1月 3日 ・国民の祝日に関する法律に規定する日 ただし、養成施設長が必要と認める場合は、休業日を変更することがある。
⑩入学時期	毎年5月、7月
⑪入学資格	・心身共に健全である者 ・介護福祉士の取得を目指している者 ・対面授業全日程に通学が可能な者
⑫入学者の選考	当校指定の申込書にて先着順に受け付けし、申込書提出時に所持資格証の写し、当校指定の公的身分証明証で本人確認、入金確認後に受講決定とする。また、定員を超える申込みがあった場合、次回優先して受け付ける。 本人確認は下記のいずれかで行う。 1.戸籍謄本、戸籍抄本もしくは住民票の提出(3か月以内に発行された物)

⑫入学者の選考	2.在留カードの提示 3.健康保険証の提示 4.運転免許証の提示 5.パスポートの提示 6.年金手帳の提示 7.国家資格を有する者については免許証または登録証の提示(学生証は認めない)
⑬入学手続	受講を許可された者は指定期日までに受講料を支払わなければならない。振込みの場合、振込手数料は受講生負担とする。 事前の連絡が無く、申込み後1週間経過しても入金を確認出来ない場合、本校は受講を辞退したものとして処理できる。 受講料の入金を確認できた者から教材を発送する。
⑭賞罰、退学	受講中に問題のあった者は罰することがある。 1.申込み時に虚偽の回答、申請をしたもの 2.必要な証明書、書類の提示に応じないもの 3.講師の指示に従わず、講義の進行に著しく支障があるもの、他の生徒に著しく迷惑をかけるもの 4.故意に備品、施設等を破損したもの 5.態度、言動等、修了する意欲が無いと判断するもの 上記の様な、研修運営の妨げになる場合、度重なる注意、警告を行い、従わない場合は退学とする。 また、感染症、や感染症を疑われる発熱、嘔吐等が見られる場合は受講を見合わせを指示することもある。 退学となった場合、受講料の未納金は退学の日までに全額納付する。また、退学処分に至った者に対して未受講の受講料については一切返金を行わない。
⑮休学、復学	受講生が疾病、事故、その他やむを得ない事由によって休学しようとする者は、休学届にその事由を明らかにする診断書等を添付して養成施設長に申し出なければならない。 休学の期間は最長1年間とし、これを超える場合は退学となる。 休学中の者が復学しようとするときは、復学願いを養成施設長に提出し許可を得なければならない。 また、在籍期間は最長2年間とする。
⑯欠席者の取扱い	遅刻、早退に関しては原則認めず、欠席扱いとなる。 対面授業を欠席した者でやむを得ない事情があると認められる場合は次回以降の講義にて該当科目を履修できる。この場合補講料は徴収しない。
⑰補講について	対面授業を欠席し、本人からの申し出により補講行う場合、費用に関しては自己負担となる。 (¥10,000/回)
⑱使用教材	中央法規出版 介護職員等実務者研修テキスト(全5巻)
⑲学習の評価及び課程修了の認定	・通信学習についてはテキストを参考に自宅で学習し、提出期限までに提出する。各科目の課題は80点

⑱学習の評価及び課程修了の認定		以上を合格とし、80点未満の場合は再提出とする。 ・自宅学習での質問については別紙質問用紙で郵送、FAX、手渡しで受け付け、担当講師が回答する。 ・対面授業は別紙カリキュラムに定められた日程で本校研修会場で行う。対面授業までに指定された通信科目の課題を提出し合格していることが参加条件となる。 ・対面授業を安全に行うにあたり、妊娠中の者、感染症に感染している者、またはその疑いがある者は受講できないこととし、授業の実施時期を変更する。 ・対面授業の評価は原則全日程出席した者に対し、提出課題を実施。別紙評価基準のA・B・C評価の中で、全ての項目がB評価以上を合格とする。 ・医療的ケア提出課題については90点以上を合格とする。 ・医療的ケアの演習については喀痰吸引等研修実施要綱に準じて評価する。 ・修了試験については、医療的ケア以外の全ての科目を対象とし、30問中6割(18点)以上を合格とする。 ・出席時間数が指定規則に定める時間数の2/3に満たない者については該当科目の履修認定を行わない。 ・全ての課題提出、医療的ケア提出課題、医療的ケア演習、修了試験の全てに合格した者を修了認定する。 ・提出課題、筆記試験、演習それぞれに不合格の場合、再試験を行う。			
⑳修了証明書の交付		修了を認定された者に対し当校より修了証、修了証明証を交付する。			
㉑修了証明書の再交付		修了証を紛失した場合、本人からの申し出により再交付手数料1000円を申し受け、再交付を行うことができる。受け取りは本人が直接来校するものとする。			
㉒受講料		受講費用は地方税及び地方消費税、テキスト代を含み以下の通りとする。納入方法は指定期日までに振込とする。振込手数料は受講生負担とする。			
所持資格		受講料			
無資格者		110,000円			
訪問介護員2級修了者		80,000円			
介護職員初任者研修修了者		80,000円			
訪問介護員1級修了者		70,000円			
介護職員基礎研修修了者		35,000円			
㉓受講料の分割について		受講料の分割納入を希望する者は事前に当校に申し出を行い、以下の期日までに納入する。受講料全て納付された者に対して修了証を交付する。			
回数	期日	無資格者	訪問介護員2級 初任者研修	訪問介護 員1級	
1	当校が指定する開講前期日	40,000円	30,000円	25,000円	
2	開講日より3ヶ月以内	40,000円	30,000円	25,000円	
3	開講日より6ヶ月以内	30,000円	20,000円	20,000円	

②④解約条件及び返金の有無	受講生から解約申請が有った場合、直接介護スクール・しらさぎ事務所または電話にて申請し開講14日前までは振込手数料を受講者負担とし差し引いた金額を返金する。開講13日前からは原則返金を行わない。主催者側からは応募者が4名以下であった場合と天災等やむを得ない状況の場合中止と判断する場合も有る。中止になった場合は振込手数料を主催者負担とし全額を返金する。
②⑤教職員組織	教職員として以下の職員を置く。 ・養成施設長 ・教務に関する主任者(専任教員) ・介護過程Ⅲ担当教員 ・医療的ケア教員 ・事務職員 ・その他の教員
②⑥受講者の個人情報の取り扱い	当研修事業で知りえた個人情報はみだりに開示しない、また本来の目的以外には使用しない。 詳細に関しては社会福祉法人城南会就業規則に則り適正に管理する。
②⑦研修機関が開示すべき情報	研修機関が開示すべき情報は城南会ホームページ上で公開する。 https://www.shirasagi-care.com/index.html
②⑧施行細則	この学則に必要な細則ならびに、この学則に定めのない事項で必要があると認められる時は当校がこれを定める。

この学則は平成28年6月21日から適用する。

この学則は平成29年12月21日から適用する。

この学則は令和2年5月1日から適用する。

この学則は令和4年2月1日から適用する。

この学則は令和6年5月1日から適用する。